

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 の施行状況（令和元年）について（概要）

経済産業省及び環境省は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下、「バーゼル法」という。）」に規定する特定有害廃棄物等の平成31年1月から令和元年12月における輸出及び輸入の実績をまとめましたので、お知らせいたします。

輸出*:172件(約72.5%減) 103,528トン(約52.0%減)

輸入*:312件(約63.6%減) 6,685トン(約76.0%減)

※()内は、対前年比。*移動書類の交付件数と交付数量の合計

1 制度の概要

バーゼル法は、処分又はリサイクルを目的として特定有害廃棄物等の輸出入を行う者に対して、外為法に基づく経済産業大臣の輸出入の承認を受けること、輸出の承認を受けるに際しての環境大臣の確認、移動書類の携帯を義務づけているほか、不適正処理が行われた場合には、経済産業大臣及び環境大臣が回収・適正処分を命ずること等を規定しています。

2 令和元年における特定有害廃棄物等の輸出の状況

輸出の承認を得たもののうち、経済産業大臣が輸出移動書類の交付をしたものは、172件で、その総量は、103,528トンでした。品目は、主に、石炭灰、錫鉛くずで、金属回収など再生利用を目的とするものでした。また、主な輸出先は、韓国、ベルギーでした。

3 令和元年における特定有害廃棄物等の輸入の状況

輸入の承認を得たもののうち、経済産業大臣が輸入移動書類を交付したものは312件で、その総量は、6,685トンでした。品目は、主に、電子部品スクラップ、電池スクラップ（ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン等）、金属含有スラッジで、金属回収など再生利用を目的とするものでした。また、主な輸入先は、インドネシア、フィリピン、タイでした。